

北広島市委託業務成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、北広島市が発注する委託業務の成績評定(以下「評定」という。)に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受託業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、北広島市建設工事執行規則(昭和46年広島町規則第17号)第2条第1項に規定する建設工事に係る委託業務であって、契約金額が100万円を超える委託業務について行うものとする。ただし、次に掲げる業務及び会計室長が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

- (1) 公益法人等に随意契約で委託した業務
- (2) 現場管理・点検業務及び類似業務
- (3) 災害時等の緊急を要する調査、設計等の業務

(評定者)

第3条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、調査職員、補助調査職員及び検査員とし、各評定者の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 調査職員 契約担当者(北広島市契約規則(平成15年北広島市規則第12号)第2条第5号に規定する契約担当者をいう。次号において同じ。)が委託業務ごとに調査職員として指定した職員をいう。
- (2) 補助調査職員 契約担当者が委託業務ごとに補助調査職員として指定した職員をいう。
- (3) 検査員 北広島市契約規則第53条第1項に規定する検査員をいう。

(評定の方法)

第4条 評定は、土木施設物に関する設計業務並びに地質調査業務、単純調査等業務、測量業務、調査業務及び計画業務にあつては委託業務成績評定表(別記第1号様式)により、建築物に関する設計業務及び建築物に関する診断業務にあつては建築設計等委託業務成績評定表(別記第1号様式の2)により、別に定める委託業務成績評定基準に基づき、委託業務ごとに行うものとする。

(評定表の提出等)

第5条 評定は、調査職員及び補助調査職員にあつては当該監督を行った委託業務が完了したときに、検査員にあつては当該検査を行ったときに、それぞれ行うものとする。

2 評定者は、評定を行ったときは、速やかに評定表(委託業務成績評定表又は建築設計等委託業務成績評定表をいう。以下同じ。)、委託業務成績の評定結果(別記第2号様式)及び項目別評定点(別記第3号様式又は別記第3号様式の2)を作成し、市長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第6条 市長は、前条第2項の規定により評定表の提出があつたときは、速やかに、

その評定結果を委託業務成績の評定結果(別記第2号様式)及び項目別評定点(別記第3号様式又は別記第3号様式の2)により当該委託業務の受託者に通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 市長は、前条の評定結果の通知をした後において、既に通知した評定結果を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その修正した評定結果を既に通知した評定結果とともに受託者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 市長は、第6条及び前条の評定結果を通知するに当たっては、当該結果を受理した日から起算して14日(北広島市の休日を定める条例(平成3年広島町条例第1号)第1条に規定する北広島市の休日(第3項において「休日」という。)を除く。)以内に、書面により、評定の内容について説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、当該評定表を確認し、速やかに委託業務成績説明について別記第4号様式により回答するものとする。

3 市長は、前項の規定により回答するときは、回答を受理した日から14日(休日を除く。)以内に再説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。

4 市長は、前項の再説明を求められたときは、評定表を再確認し、速やかに委託業務成績説明について別記第4号様式により回答するものとする。

5 前項の規定により回答するに当たっては、あらかじめ、別に定める北広島市工事成績評定委員会に意見を聴くものとする。

(評定結果の公開)

第9条 市長は、第6条から前条までの規定により通知をした評定結果を、公開するものとする。

2 前項の公開は、委託業務成績評定結果表(別記第5号様式)を閲覧させる方法により行うものとする。

3 前項の閲覧は、会計室工事審査・検査担当において行うものとする。

4 閲覧しようとする者は、備付けの閲覧簿(別記第6号様式)に氏名その他の必要事項を記入しなければならない。

(公開の時期等)

第10条 委託業務成績評定結果の公開は、評定の結果が確定した月の翌月に行うものとする。

2 閲覧に供する期間は、公開した日から公開した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(評定結果の特別報告)

第11条 次に掲げる委託業務については、市長及び契約事務審査委員会にその旨を報告するものとする。

(1) 評定の合計点(以下「評定点」という。)が80点以上である委託業務

(2) 評定点が65点未満である委託業務

- (3) 事故等不適切な業務等により評定点が5点以上減点される委託業務
(委任)

第12条 この要領に関し必要な事項は、会計室長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 建築物に関する設計業務、建築物に関する診断業務に係る委託については、当分の間試行の取扱いとし、第6条から第11条までの規定は適用しない。

(北広島市委託業務等成績評定要領の廃止)

- 3 北広島市委託業務等成績評定要領(平成24年3月30日会計市長決裁)は、平成28年2月29日をもって廃止する。